

包括連携に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と株式会社八十二銀行（以下「乙」という。）は、包括的な連携に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙それぞれが保有する情報やノウハウ等を用いて連携し、双方の発展に寄与するとともに、長野県をはじめ、広く地域の産業の振興や文化の発展に貢献することを目的とする。

（連携事業の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業等について連携し、協力するものとする。

- 一 産学官連携に関すること
- 二 地域連携に関すること
- 三 教育・研究に関すること
- 四 その他甲及び乙が必要と認める事業

（連携事業の実施）

第3条 前条に掲げる事業等の具体的な実施に関しては、この協定に基づき、双方で協議して行う。

（秘密等の保持）

第4条 甲及び乙は、連携により知り得た秘密及び関係者の個人情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供若しくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、この協定が次条の有効期間の満了又は第6条による解除により効力を失った後も、前項の規定による秘密保持等の義務を負う。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から3年間とし、有効期間満了日の1か月前までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、この協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙がこの協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面により通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

（その他）

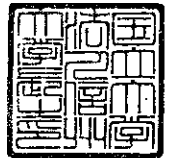
第7条 この協定に関して協議が必要な事項がある場合又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年6月27日

(甲) 長野県松本市旭3丁目1番1号
国立大学法人信州大学長

小宮山 淳



(乙) 長野県長野市大字中御所字岡田178番地8
八十二銀行取締役頭取

成澤 一之



令和 8 年 5 月 19 日

国立大学法人信州大学
学長 中 村 宗一郎 殿

株式会社八十二長野銀行
取締役頭取 松 下 正 樹

国立大学法人信州大学と株式会社八十二銀行及び株式会社長野銀行との協定について

下記のとおり変更及び解除となりましたので、通知します。

記

案件1 平成 17 年 6 月 27 日付「包括連携に関する協定書」

1. 変 更 内 容 社名の変更
【変更前】株式会社八十二銀行
【変更後】株式会社八十二長野銀行
2. 変 更 理 由 株式会社八十二銀行と株式会社長野銀行が合併したため。
3. 変 更 年 月 日 令和 8 年 1 月 1 日

案件2 平成 17 年 8 月 24 日付「国立大学法人信州大学と株式会社長野銀行との間における
包括連携に関する協定書」

1. 変 更 内 容 協定書の解除
2. 変 更 理 由 株式会社八十二銀行と株式会社長野銀行が合併したため。
3. 変 更 年 月 日 令和 8 年 1 月 1 日

以上